

令和元年 第 12 回 農業委員会総会

日 時 令和元年 12 月 24 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭 代理 大本 秀子 1 番 玉城 正智
4 番 下地 功祐 6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功 8 番 久保田 政子 9 番 宮里 良淳 10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治 2 番 金城 正弘 3 番 大城 久 4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏 6 番 伊敷 幸隆 7 番 玉城 信榮 8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清 10 番 新垣 芳隆 11 番 玉城 秀則
13 番 志茂 政安 14 番 安谷屋 健治

【欠席委員】

2 番農業委員 百次 成仁 3 番農業委員 仲西 栄二
5 番農業委員 山城 学 12 番推進委員 玉城 薫

【職務のために出席した職員】

金城 悟 金城 伊作

【議事録署名人】

6 番農業委員 杉本 雄靖 7 番農業委員 長嶺 功

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 63 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 65 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4 議案第 66 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第 5 議案第 67 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 (案)

令和元年 第 12 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、令和元年第 12 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは令和元年第 12 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 6 番農業委員杉本雄靖委員、7 番農業委員長嶺功委員です。次回調査委員が 2 番農業委員百次成仁委員、3 番農業委員仲西栄二委員、13 番推進委員志茂政安委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 63 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (10 件) 日程第 2 議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (11 件) 日程第 3 議案第 65 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (3 件) 日程第 4 議案第 66 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (4 件) 日程第 5 議案第 67 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 (案) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 63 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 10 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番と 2 番は関連しております。1 番は阿波根の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。2 番は北波平の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。3 番は米須の 2 筆で、贈与による所有権の移転であります。4 番は真栄平の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。5 番は大度の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は大度の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。7 番は照屋の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。8 番は福地の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。9 番は南波平の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。10 番は伊敷の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。以上です。

会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしく お願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 63 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 2 議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 11 件を議題とします。事務局より説 明をお願いします。
事務局	それでは 5 ページをお開き下さい。1 番は潮平の 1 筆で、農地区分は第 3 種 農地であります。貸駐車場への転用で、贈与による所有権の移転であります。 2 番は北波平の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。駐車場兼資材置場 への転用で、売買による所有権の移転であります。3 番は北波平の 1 筆で、農 地区分は第 2 種農地であります。敷地拡張で、売買による所有権の移転であ ります。4 番は大里の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への 転用で、売買による所有権の移転であります。次に 6 ページをお開き下さい。 5 番は大度の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、 使用貸借権の設定であります。6 番から 11 番は関連しております。6 番は座波 の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買によ る所有権の移転であります。7 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であ ります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。8 番は座 波の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買に よる所有権の移転であります。次に 7 ページをお開き下さい。9 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所 有権の移転であります。10 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であ ります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。11 番は座 波の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買に よる所有権の移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。

調査員	それでは 5 条の報告を致します。8 ページをお開き下さい。 申請地は宅地に囲まれた第 3 種農地であります。そのため貸駐車場への転用は問題ないものと判断しました。次に 10 ページをお開き下さい。申請地は宅地及び雑種地、水路に囲まれた第 2 種農地であります。そのため駐車場兼資材置場への転用は問題ないものと判断しました。次に 12 ページをお開き下さい。申請地は宅地及び原野等に囲まれた第 2 種農地であります。そのため敷地拡張のための転用は問題ないものと判断しました。次に 14 ページをお開き下さい。申請地は宅地及び山林、原野等に囲まれた第 2 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 16 ページをお開き下さい。申請地は宅地及び雑種地等に囲まれた第 2 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 18 ページをお開き下さい。6 番から 11 番は関連しますので、一括して説明いたします。申請地は第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 64 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程第 3 議案第 65 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、25 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 65 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 4 議案第 66 号農業経営基盤強化促進

事務局	事業に伴う農用地利用計画について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。 では、31 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 1-49 は大里の 2 筆で、4 年間の賃借権の設定であります。1-50 は大里の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。1-51 は糸洲の 3 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。1-52 は束里の 1 筆と喜屋武の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	それでは、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 66 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 5 議案第 67 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	私たち糸満市農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い論理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議することを案といたします。 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保することとする。 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い論理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修を実施することとする。

会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 67 号について議案通り決議してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	では以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 6 番農業委員 杉本 雄靖 7 番農業委員 長嶺 功	